

2 支援給付の目的

支援給付は、中国残留邦人等ご本人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことにより、安心して生活していただくための制度です。

支援給付の仕組みは、法律により生活保護の例によることとされていますが、支援給付は、次のように生活保護とは大きく異なる取扱いがなされている、独自の制度となっています。

- (例)
- ・ご本人の老齢基礎年金については、満額相当額までは収入として認定されない
 - ・一定の金額までは預貯金などの保有が可能
 - ・親族訪問や墓参などで中国などへ渡航する場合、原則2ヵ月程度の渡航期間であれば支援給付を継続支給 など

また、その実施にあたっては、中国残留邦人等の方々の特異な事情に配慮して、中国語などのできる「支援・相談員」(P. 16参照)を配置するなど、懇切丁寧(こんせつていねい)に行っています。

(参考)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」
第14条第5項

支援給付の実施にあたっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。